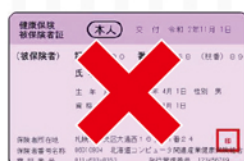


健康保険証の廃止と資格情報のお知らせの送付について

現行の保険証は廃止されます

令和6年12月2日より、健康保険証の**新規発行が廃止**（減失や氏名変更による再交付もできません）となり、マイナ保険証（保険証を利用登録したマイナンバーカード）による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。



現在お持ちの健康保険証は、
退職等で資格喪失にならない限り、
令和7年12月1日まで使用できます。

令和6年10月に「資格情報のお知らせ」を送付します

健康保険証の廃止に伴い、令和6年10月に健保組合からお勤め先の事業所を通し、全加入者（被保険者・被扶養者）に「資格情報のお知らせ」を送付いたします。

資格情報のお知らせとは？

マイナンバーカードには、従来の保険証に記載されている記号・番号や資格取得年月日などの情報が記載されていません。このため、保険証廃止後の給付金申請にご活用いただくことを目的に、国の方針により全加入者に対して封書により個人単位で発行されます。

※被扶養者についても個人毎に封書で発行されます。

① マイナンバー下4桁が記載されています

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しておりますので、今一度ご確認ください。

② 「資格情報のお知らせ」になります

令和6年12月2日から以下の場合に使用できますので、点線で切り取って大切に保管してください。

給付金等の申請に！

健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を確認することができます。

医療機関等の受診時に！

オンライン資格確認システムを導入していない医療機関や健診機関等でも、マイナ保険証と合わせて提示することで受診ができます。

▼「資格情報のお知らせ」イメージ（A4サイズ）

様式2
(一部不記載)

（保険者名）
（保険者番号）

資格情報のお知らせ（マイナンバー）確認のお願い

あなたがお勤め先の事業所から資格情報のお知らせを送付いたします。（令和6年10月に発行）
なお、このお知らせは封書で送付されます。

記号	000	番号	000000000
氏名	佐藤 太郎	性別	男
生年月日	1980年12月1日	年齢	45歳
資格取得年月日	平成28年10月1日	資格取得月	10月
保険者名	〇〇〇		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナンバーカードにログインすると、
ご自身の健康保険の資格情報も確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら

マイナ保険証の読み取りが可能な場合、スマートフォンでマイナ保険証の資格情報画面をマイナ保険証と重ね合わせると、資格情報画面に資格情報が表示されます。（スマートフォンを保持していない方は、このお知らせをマイナ保険証と重ね合わせると資格情報が表示されます。）

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されている本人のマイナンバー（マイナンバー）は、
表示されている4桁の数字で、ご自身の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない
場合には、保険者までお問い合わせください。

① 6825

②

マイナ保険証の利用登録をしましょう！

マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバーカードを取得します

■申請方法は選択可能です。

- ① オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
- ② 郵送による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請



詳しい申請方法
はこちら

マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードを健康保険証として登録します

■利用登録方法は選択可能です。

- ① 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATM から行う



詳しい登録方法
はこちらから